



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ丸子

上田市中丸子1647-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みずほ信託銀行株式会社

東京都中央区八重洲1-2-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
みずほ信託銀行(株)	中野 武夫	東京都中央区八重洲1-2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
みずほ信託銀行(株)	飯盛 徹夫	東京都中央区八重洲1-2-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸2-1-20
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	西野 利昭	岡谷市赤羽1-4-18
(株)ワッツオースリー販売	越智 正直	東京都北区赤羽2-51-3
(有)フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824
杉浦 正和	杉浦 正和	上田市腰越1036-5
(有)御菓子処 花岡	花岡 かつ子	東御市田中557

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸2-1-20
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393-3
(株)ワッツ東日本販売	宮川 政昭	東京都北区赤羽2-51-3
ハマ園芸(株)	浜 義弘	松本市笹賀7298-1
杉浦 正和	杉浦 正和	上田市腰越1036-5
(有)御菓子処 花岡	花岡 かつ子	東御市田中557

- 4 変更した年月日
平成29年4月1日ほか
- 5 届出年月日
令和元年7月10日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和元年12月23日から令和2年4月23日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高井富士ショッピングセンター
中野市松ノ木1236-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)綿半ホームエイド	牧島 禎彦	長野市南長池205

- 4 変更した年月日
平成30年4月1日ほか
- 5 届出年月日
令和元年8月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和元年12月23日から令和2年4月23日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイド伊那店
伊那市大字西町5352-32ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦3-14-15
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)綿半ホームエイド	牧島 禎彦	長野市南長池205

- 4 変更した年月日
令和元年6月24日
- 5 届出年月日
令和元年8月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和元年12月23日から令和2年4月23日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド諏訪店
諏訪市上川3-2391ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド
長野市南長池205

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	牧島 禎彦	長野市南長池205

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	牧島 禎彦	長野市南長池205

4 変更した年月日

令和元年6月24日

5 届出年月日

令和元年8月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年12月23日から令和2年4月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター箕輪店
上伊那郡箕輪町959-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド
長野市南長池205

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	牧島 禎彦	長野市南長池205

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホームエイド	牧島 禎彦	長野市南長池205

4 変更した年月日

令和元年6月24日

5 届出年月日

令和元年8月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年12月23日から令和2年4月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

北安曇郡小谷村における県営小谷地区元廻換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和元年12月10日行いました。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

北安曇郡小谷村における県営小谷地区白馬乗鞍換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和元年12月10日行いました。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

1 免許の取消しをした年月日

令和元年12月12日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

飯嶋裕子

二級建築士 長野第14269号

3 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第1号に該当するため

建築住宅課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画用途地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成31年2月7日から令和元年11月5日までの間に357機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和元年12月23日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 青木孝子
同 宮本衡司

令和元年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに平成31(2019)年度監査等基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則^{のっと}って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

平成30年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

全機関（357機関：一般会計・特別会計351機関、企業特別会計6機関）について、平成31年2月7日から令和元年11月5日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計及び企業特別会計の実施機関357機関のうち、151機関については実地監査を、206機関については書面監査を、それぞれ実施しました。

区 分		実施機関数	うち実地監査	
			うち実地監査	うち書面監査
一般会計・ 特別会計	本 庁	85	84	1
	現 地 機 関	266	65	201
	計	351	149	202
企業特別会計	本 庁	1	1	
	現 地 機 関	5	1	4
	計	6	2	4
合 計		357	151	206

(2) 工事等監査については、上記(1)の実施機関357機関のうち、工事実施機関である環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の本庁及び現地機関のうち37機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で1,713件、契約金額で814億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：12.5%、抽出金額率：43.3%）。実施機関の一覧は、別表（*印箇所）のとおりです。

区 分	全 体 箇 所		うち抽出箇所	
	件 数	金 額（億円）	件 数	金 額（億円）
工 事	9,022	1,492.2	1,103	692.3
委 託	4,678	386.0	610	121.8
計	13,700	1,878.2	1,713	814.1
抽 出 率（%）	—	—	12.5	43.3

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

5 重点監査（テーマ別監査）

テーマを「庁舎等の消防用設備点検の状況について」及び「適切な設計変更等について」の二つとし実施しました。

第2 監査結果

1 監査結果

(1) 総括

一般会計・特別会計において、指摘事項が1件、指導事項が20件、検討事項が2件ありました。

企業特別会計においては、指摘事項等はありませんでした。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件数)

区 分	一般会計・特別会計				企業特別会計				総計
	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	
収 入 事 務		8	1	9					9
契 約 事 務									
支 出 事 務	1	8		9					9
補 助 金 事 務		3	1	4					4
財 産 管 理 事 務		1		1					1
そ の 他									
合 計	1	20	2	23					23
平成30年度	2	17	6	25		1		1	26

【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

(2) 重点監査（テーマ別監査）

テーマ1「庁舎等の消防用設備点検の状況について」

ア 監査目的

平成29年度の定期監査の結果に関する報告において、庁舎の消防用設備点検結果の不備事項に対して消防署から早急に改修するよう意見を付されていたにもかかわらず、改修や予算要求などの対応をしていなかった事例があり、課題が見られました。

このような状況を受け、庁舎等の消防用設備点検契約についての実態を把握するとともに、点検結果への対応状況などを調査し、財産管理が適正に行われているか検証することを目的に実施しました。

イ 対象機関

庁舎等※の消防用設備点検を実施している機関

※庁舎等：行政機関、試験研究機関、学校、警察署等の施設及び県営住宅とし、指定管理者が管理する施設、管理を委託している施設を除く。

ウ 実施方法

対象機関から重点監査調査書の提出を求め、実地監査及び書面監査を実施しました。

エ 監査の視点（主な着眼点）

(7) 設備の点検は適切に行われているか

(4) 設備の不備等の指摘がある場合は適切に対応しているか

(9) 点検業務の契約事務は適切に行われているか

オ 調査結果

(7) 概要

監査実施機関357機関のうち、庁舎等を管理している機関は201機関でした。

内訳は、本庁が3機関、現地機関が198機関でした。(表1)

対象機関が管理する庁舎等の消防用設備等の定期点検の状況、各設備の不備内容の把握と改修等の対応状況及び定期点検業務契約の状況について調査しました。

表1 対象機関一覧

部局名(機関数)	区分	対象機関	部局名(機関数)	区分	対象機関
地域振興局 (10)	現地	総務管理課(10)	農政部 (10)	現地	農業大学校 農業関係試験場(5) 家畜保健衛生所(4)
危機管理部 (2)	現地	消防学校 消防防災航空センター			
総務部 (1)	本庁	財産活用課	林務部 (2)	現地	林業大学校 林業総合センター
県民文化部 (8)	現地	消費生活センター(1) 児童相談所(5) 波田学院 女性相談センター	建設部 (11)	現地	建設事務所(8) 砂防事務所(3)
		健康福祉部 (10)			現地
環境部 (1)	現地	環境保全研究所	警察本部 (28)	本庁	
				現地	警察署(22) その他の機関(5)
産業労働部 (12)	現地	工業技術総合センター(4) 工科短期大学校 南信工科短期大学校 技術専門学校(6)	議会事務局 (1)	本庁	議会事務局
			企業局 (4)	現地	発電管理事務所(1) 水道管理事務所(3)
本庁3、現地機関198、合計201機関					

(4) 消防用設備等の点検の状況(着眼点(7))

消防用設備等は、消防法により、火災時にその機能を発揮することができるよう、定期的な点検の実施と、消防署長への結果報告が義務付けられています。(表2)

今回の調査において、庁舎等の消防用設備等の定期点検については、消防設備士又は消防設備点検資格者を有する業者と契約し、おおむね適正に実施していました。また、点検結果報告についても、定められた時期に報告していました。

しかし2機関にあっては、定められた回数点検を実施していませんでした。

表2 消防用設備等の定期点検報告制度

消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。
機器点検	<p>【6ヶ月に1回】</p> <p>次の事項について、消防用設備等の種類等に応じて実施する点検</p> <p>① 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動</p> <p>② 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項</p> <p>③ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項</p>
総合点検	<p>【年に1回】</p> <p>消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を消防用設備等の種類に応じて点検基準に従い確認する。</p>
報告	防火対象物の関係者は点検の結果について、特定防火対象物は、年1回、それ以外は、3年に1回、消防長又は消防署長に報告しなければならない。

(7) 消防用設備等の不備及び対応状況(着眼点(4))

平成30年度の定期点検における消防用設備等の不備の内容及び対応の状況を調査しました。(表3)

調査の結果68機関は不備がありませんでしたが、133機関は何らかの不備が認められました。これらの不備に対しては、改修等適切に対応しており、年度後半の点検等による不備に対しては、翌年度の改修等に向けて予算要求を行うなど、必要な対応がとられていました。

不備の中には、防火戸や消火器の周辺に障害物が置かれているなど、専門的な知識がなくても発見できるものも見られました。

表3 消防用設備等の定期点検における主な不備の内容

	設備等の名称等	機関数	不備の内容の例示
1	消火器	50	耐用年数超過、圧力低下
2	消火栓ホース	15	破損、劣化、耐用年数超過
3	消火栓呼水槽	6	給水不可、ボールタップ劣化
4	消火栓ポンプ	5	圧力計不良、コック不良
5	ボックス等	4	消火器ボックス劣化、破損
6	1～5以外の消火設備	7	腐食、錆、電圧低下、散水障害
7	火災報知設備	41	基盤不良、表示灯不良
8	感知器	51	不作動、作動不良
9	非常警報装置	17	回路不良、スピーカー不鳴動
10	放送設備	12	バッテリー経年劣化、スピーカー不鳴動
11	標識等	5	標識板不良、不明
12	避難器具	9	使用方法表示欠落、格納箱ハッチ錆
13	誘導灯	60	バッテリー不良、ランプ切れ
14	防火戸	31	作動不良、留め金不良
15	排煙設備	13	バッテリー不良
16	その他(障害物)	6	防火戸、消火器等周辺に障害物

(イ) 消防用設備等定期点検業務契約の状況(着眼点(ウ))

消防用設備等の定期点検業務契約の事務処理は、財務規則等に則り、おおむね適正に処理されていました。

今回の調査において、消防用設備等定期点検業務契約の状況は、以下のとおりでした。

・歳出予算の節区分別に契約方法の状況を調査しました。(表4)

節区分では、役務費※1が58件(28.0%)、委託料※2が149件(72.0%)でした。

契約の方法については、随意契約が201件(97.1%)で、うち67件(32.4%)が公募型見積合わせ※3によるものでした。消防用設備等定期点検業務は、比較的少額な契約であり、随意契約が9割強を占めました。

※1 役務費：有償契約に基づく労務、技術又は仕事の提供に対する対価としての経費

※2 委託料：高度な専門知識を必要とする事務事業の委託契約に基づく経費

※3 公募型見積合わせ：案件を県ホームページに公開し、広く事業者に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込した者と契約を締結する方式

表4 契約方法別の状況

(件)

区 分	一般競争入札	随意契約		合 計
			うち公募型	
役 務 費	3	55	38	58
委 託 料	3	146	29	149
合 計	6	201	67	207

注) 表4、表5の件数は、契約件数。1機関で複数の契約や、複数機関でまとめた契約があるため、合計件数は機関数と一致しない。

・契約方法別に予定価格の算出方法を調査しました。(表5)

一般競争入札では、積算によるものが5件(83.3%)で、8割強を占めました。

随意契約では、62件(30.8%)が積算によるもので、参考見積及び前年度実績の計が、139件(69.2%)で7割強を占めました。公募型見積合わせでは、28件(41.8%)が積算によるもので、参考見積及び前年度実績の計が39件(58.2%)で、5割強を占めました。

今回の調査において、積算については、「建築保全業務共通仕様書」及び「建築保全業務積算基準・要領」(国土交通省)を使用した、又はこれらに準拠した県財産活用課の通知によるひな形を使用した等、主に仕様書から公表単価・歩掛をもとに予定価格を算出したとするものを集計しました。

積算に基づき予定価格を算出することは、専門性の観点から敬遠される傾向にあることがうかがえます。

表5 予定価格の算出方法

(件)

区 分	参考見積	前年度実績等	積算	合 計
一般競争入札	0	1	5	6
随 意 契 約	51	88	62	201
うち公募型	21	18	28	67
合 計	51	89	67	207

カ 監査結果

今回の重点監査は、県の機関における庁舎等の消防用設備等定期点検業務契約の実態を把握するとともに、点検結果における不備への対応状況等を調査し、財産管理が適切に行われているか検証しました。

点検結果への対応状況については、各設備の不備に対して改修等を行ったり、翌年度での予算要求等適切に対応されていました。

定期点検業務契約の事務処理については、財務規則等に則り、おおむね適正に処理されていましたが、機器点検の回数等について、2機関において不適切な取扱いが見られました。

○ 指導事項

- 消防用設備等の機器点検は年2回（6ヶ月に1回）実施しなければならないところ、議員会館について年1回しか実施していなかった。

また、防火管理者を議会議務局職員から選任すべきところ、外部に委託していた。

【議会議務局】

- 消防用設備等の機器点検は年2回（6ヶ月に1回）実施しなければならないところ、戸隠分校における一部設備については年1回しか実施していなかった。

【長野吉田高等学校】

(3指導事項 参照)

キ まとめ

消防法では、消防用設備等は、施設の用途、規模、収容人員などに応じて、一定の基準にしたがって設置すると定められています。また、これらの消防用設備等が有効に機能するために、消防用設備等の点検と報告が義務付けられています。消防用設備等の点検には、専門知識や技術を持った消防設備士や消防設備点検者が実施する定期点検と、施設管理の担当者が行う日常点検があります。

定期点検の結果における不備に対する対応状況は適切でしたが、不備の中には、消防用設備等の設置箇所への障害物放置、消防用設備等の耐用年数超過、破損、劣化、設置欠落、ランプ切れ等日常点検で認識可能なものがありました。これらは、施設管理の担当者による日常点検を充実することにより、より早期の対応が可能であると考えます。

消防用設備等の定期点検業務契約の事務処理は、財務規則等に則り、おおむね適正でした。

契約方法は、比較的少額な契約のため、随意契約が大半で、積算による予定価格の算出は、少数でした。

また、前例を見直し見積り依頼業者を増やしたところ、競争性が動き契約金額が前年より低くなった事例がありました。

県契約・検査課では、競争の公平性や透明性の確保を目指し、公募型見積合わせの対象契約を拡大する取組を行っています。また、県財産活用課では、県有施設の維持管理に係る委託業務の最適化に資するため、仕様書及び積算内訳書のひな形を示しているところでもあり、これらの取組に対する動向や効果について、引き続き注視していく必要があります。

各機関は、定期点検業務契約にあっては、競争の公平性や透明性を確保するため、引き続き適正な契約事務に努められることを望みます。また、有事の際に各設備の機能が十分に発揮できるよう、施設管理にあっては定期点検業者任せにすることなく、日常点検を通じて消防用設備等の現状を把握し、適切な維持管理に努めてください。

テーマ2 「適切な設計変更等について」

ア 監査目的

土木工事における設計変更については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、発注者の責務として適切な工期設定、適切な設計変更を行うことが定められています。

環境部・農政部・林務部・建設部では、設計変更手続を円滑かつ適切に行えるよう「設計変更ガイドライン」を平成28年4月に、やむを得ず工事を中止せざるを得ない場合に適切に対応するよう「工事一時中止に係るガイドライン（案）」を平成29年4月にそれぞれ策定し、運用しているところです。

これらガイドラインの策定から数年経過している中、工事を実施する上でガイドラインに沿って各種手続を行い、発注者としての責務を果たしているかを検証することを目的に実施しました。

イ 監査対象

(7) 対象機関

地域振興局（農地整備課(10)及び林務課(10)）、環境部（流域下水道事務所(3)）、建設部（建設事務所(13)、砂防事務所(3)）の計39機関（地域振興局の課を1機関として計上）。

(4) 対象工事

平成30年度に実施している工事のうち次に該当するもの

- ① 変更請負代金額を30%以上かつ1,000万円以上増額している工事
- ② 工期を90日以上延長している工事
- ③ 一時中止している工事

ウ 実施方法

対象機関から重点監査調査の提出を求め、実地監査及び書面監査を実施しました。

エ 監査の視点（主な着眼点）

設計変更等の手続について、建設工事標準請負契約約款に基づき「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン(案)」に沿って行っているか

- (7) 設計修正等が必要となった場合、受注者の負担とさせていないか
- (4) 契約変更の手続前に行う必要のある作業指示を必ず書面で行っているか
- (9) 変更見込金額が請負代金額の30%を超えるおそれのある場合は、当該工事と分離できない理由を明確にして、請負人等選定委員会の活用や設計変更確認書を用いて意思決定を行っているか
- (4) 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できない場合、工事の一時中止を行っているか
- (4) 一時中止の手続は適切に行われているか

オ 調査結果

(7) 対象件数

平成30年4月から平成31年3月までの間に工期が含まれる工事で、緊急時の応急対応を除いた件数は2,744件でした。このうち変更請負代金額を30%以上かつ1,000万円以上増額している工事は67件（2.4%）、工期を90日以上延長している工事は389件（14.2%）、一時中止をしている工事は51件（1.9%）ありました。なお環境部では、該当する工事はありませんでした。（表1）

表1 部局別対象件数 (単位：件、%)

区 分		発注工事	対象工事		
			30%以上かつ1,000万円以上増額した工事	工期を90日以上延長している工事	一時中止している工事
地域振興局	農地整備課	318	7 (7)	59 (59)	7 (7)
	林 務 課	224	1 (1)	66 (65)	9 (9)
環 境 部		43	0 (0)	0 (0)	0 (0)
建 設 部		2,159	59 (53)	264 (241)	35 (35)
合 計		2,744	67 (61)	389 (365)	51 (51)
割 合			2.4 (2.2)	14.2 (13.3)	1.9 (1.9)

()内は、うち調査の件数及び割合
重複があるため、対象工事の件数は延件数

(4) 変更請負代金額を30%以上かつ1,000万円以上増額した工事について（調査件数61件）

主な変更理由を確認したところ、地表面の凹凸や湧水の有無など自然的な面で設計図書と実際の現場の施工条件が一致しないという理由が多く、続いて軟弱地盤や転石など設計図書に明示されていない自然的条件について予期することができなかったことにより、設計変更した工事が多い状況でした。（表2）

表2 主な変更理由(建設工事標準請負契約約款の条項別)

変更理由	件
設計図書に示された自然的な施工条件と現場が一致しない (第18条第1項第4号)	18
設計図書に示された人為的な施工条件と現場が一致しない (第18条第1項第4号)	7
明示されていない自然的条件について予期することのできない特別な状態が生じた (第18条第1項第5号)	17
明示されていない人為的な条件について予期することのできない特別な状態が生じた (第18条第1項第5号)	10
発注者が必要であると認めた (第19条)	9

設計図書と現場が一致しない場合など設計修正が必要となった場合には、その費用を適切に計上したり、別途コンサルタントへ委託するなど、受注者へ負担させている状況はありませんでした。(着眼点(7))

設計変更の指示については、概ね書面にて行っていましたが、一部の工事については書面指示が確認できなかったり、新たな工種を追加する時に概算金額を記載することとしていますが、確認できなかった工事もありました。(着眼点(1))

請負代金額が30%を超えて増額するおそれのある場合には、請負人等選定委員会を活用し意思決定を明確にするために、設計変更確認書を作成することとしており、確認した全ての工事において適切に行われていました。(着眼点(9))

(ウ) 工期を90日以上延長している工事について(調査件数365件)

主な延長理由を確認したところ、伐採後の状況により法面対策が必要になったり、軟弱地盤に対する補強など対策工事の増工による理由が多く、続いて関係機関との協議、関連工事との調整、工法の検討、設計の修正等に不測の日数を要したという理由が多い状況でした。(表3)

表3 主な延長理由

変更理由	件
法面対策や軟弱地盤など対策工事の増工によるもの	137
関係機関、地元住民、地権者などの協議に不測の日数を要したもの	62
近接工事、関連工事との調整に不測の日数を要したもの	41
工法の検討・変更、設計修正等に不測の日数を要したもの	40
天候の不良によるもの	36
現場内の災害により緊急対応したもの、資材運搬路の災害によるもの	25
その他(他機関からの要請、資材調達など)	24

工期を延長する場合に、受注者・発注者いずれから延長請求を行っているかについても確認しました。調査した365件の工事では変更契約を延べ1,008回行っており、そのうち設計変更を伴わない工期延長変更契約については480回行っていました。内訳については、受注者から工期延長請求しているものが263回(54.8%)、発注者から延長しているのが169回(35.2%)、一時中止時に延長したものが48回(10.0%)という状況でした。(表4)

表4 変更契約状況

(単位:件)

変更契約内容	請求・通知		合計
	受注者から	発注者から	
設計変更と工期延長		295	295
設計変更のみ		233	233
工期延長	263	217	480
工期延長のみ	263	169	432
一時中止によるもの		48	48

「設計変更ガイドライン」では、延長請求は受注者から行うこととしていますが、発注者から請求している理由を確認したところ、受注者に延長理由の原因がないため、発注者から請求したという例が多い状況でした。

(エ) 一時中止している工事について(調査件数51件)

主な中止理由を確認したところ、積雪等天候に係るものや、農繁期の工事を避けてほしいなど関係者からの要請によるものが多い状況でした。(表5)

表5 主な一時中止理由

一時中止理由	件
天候の影響によるもの(積雪、融雪、出水期)	20
他機関からの要請に基づくもの(農繁期、観光シーズン等)	10
近接工事との調整によるもの	7
関係機関、地権者などの協議に不測の日数を要したもの	7
運搬路の災害復旧のため	4
工法の検討・変更、設計修正等に不測の日数を要したもの	3

90日以上工期を延長した工事の中で、相当期間現場で施工していない場合に、工事を一時中止することができたかを確認したところ、54箇所ですべて中止が可能であったと考えられました。(着眼点(イ))

一時中止の手続については、おおむね適切に行われていましたが、一部の工事では基本計画書が提出されていないなどの不備がありました。(着眼点(ウ))

カ 監査結果

「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン(案)」を策定後、ガイドラインに沿って手続をしているか確認したところ、おおむね適切に行われていましたが、設計変更に係る協議や工期延長を行う際の手続及び工事の一時中止の判断において、一部改善していく必要があると考えます。

キ 意見

設計変更等を実施するにあたっては、建設工事標準請負契約約款に基づき、「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン(案)」に沿って適切に行ってください。

(7) 設計変更について

金銭を含むトラブル等を未然に防ぐためにも、設計変更の指示は口頭のみでなく必ず書面にて行ってください。また新たな追加工種については、書面に概算金額を記載してください。

(4) 工期延長について

受注者の責めに帰すことができない事由により工期延長が必要になった場合は、理由ごとに建設工事標準請負契約約款の適用条項を整理し、工期のみの延長は、受注者と発注者が協議をした上で、発注者の帰責事由によるものを含み、受注者の同意を確認するためにも受注者から請求させてください。

(ウ) 工事の一時中止について

受注者の責めに帰すことができない事由により施工ができなくなった場合は、発注者が一時中止の指示をしなければならないとされています。中止することにより配置技術者の専任が解かれるなど、受注者の負担軽減にもつながりますので、相当期間現場で施工できない場合は、一時中止するようにしてください。また、一時中止した場合には、受注者から基本計画書を提出させるなど各種手続を行ってください。

【所管機関：農地整備課、森林政策課、建設政策課】

2 指摘事項

分類	指 摘 事 項 (分 類 コ ー ド)	機関名
支出事務	1 事前審査の事務処理に関するもの(384)	
1件	(1) 支出負担行為時における事前審査未実施 昨年度の定期監査において、指導事項として改善を求めたにもかかわらず、改善されていなかった。 (使用料及び賃借料の支出負担行為の際に受けるべき出納機関の事前審査を受けていなかった。)	保健・疾病対策課

3 指導事項

分類	指 導 事 項 (分 類 コ ー ド)	機関名
収入事務	1 収入未済額の解消に関するもの(110)	
8件	(1) 収入未済の事務手続き 生活保護法第63条の返還金の債務者が死亡した際、相続人への催告など必要な事務を行って なかった。 (1件 79,449円)	伊那保健福祉事務所

	<ul style="list-style-type: none"> 北信建設事務所 河川占用料について、過年度分において調定漏れがあった。 (3件 8,928円) また、一部は時効により徴収不能となった。(1件 1,691円) 	北信建設事務所
	(5) 使用料の誤徴収 県営住宅敷地使用料について、調定額を入力する際に使用していた一覧表に、算定した使用料を誤って転記したため、使用料の金額を誤った徴収をしていた。(1件 30円)	上田建設事務所
	4 その他収入の事務処理に関するもの (130)	
	(1) 事業分担金の未徴収 県営農村地域防災減災事業分担金について、未徴収があった。 (1件 200,000円)	佐久地域振興局 農地整備課
支出事務	1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの (311)	
8件	(1) 教育業務連絡指導手当の誤支給 教育業務連絡指導手当について、年次休暇取得日に当該手当を支給していた。(1件 200円)	東信教育事務所
	2 旅費の返納又は追給を要するもの (321)	
	(1) 旅費の重複支給 ア 普通旅費の重複支給及び誤支給 同一日に開催した審議会の双方に出席していた2名の者に対し、普通旅費をそれぞれ重複して支給していた。(2件 9,440円及び1,080円) また、指定席特急料金を通常期にもかかわらず、繁忙期の額で過支給していた。(1件 400円) イ 費用弁償旅費の重複支給 同一日に開催した会議の双方に出席していた者に対し、費用弁償旅費を重複して支給していた。(1件 4,020円) ウ 職員旅費の重複支給 職員に対する旅費を重複して支給していた。 (4機関 5件 28,960円) ・ 園芸畜産課 (1件 3,260円) ・ 佐久地域振興局 農地整備課 (1件 10,360円) ・ 佐久保健福祉事務所 (2件 14,560円) ・ 中信教育事務所 (1件 780円)	こども・家庭課 障がい者支援課 園芸畜産課 佐久地域振興局 農地整備課 佐久保健福祉事務所 中信教育事務所
	3 事前審査の事務処理に関するもの (384)	
	(1) 支出負担行為時における事前審査未実施 「負担金、補助及び交付金」について、財務規則第64条により会計管理者等の事前審査を受けなければならないところ、事前審査を受けていなかった。(1件) 環境保全型農業直接支払等推進交付金 交付決定額 1,067,700円	南信州地域振興局 農政課
	(2) 支出負担行為変更時における事前審査未実施 「委託料」、「負担金、補助及び交付金」について、財務規則第65条により会計管理者等の事前審査を受けなければならないところ、事前審査を受けていなかった。 (4機関 5件) ・ 諏訪地域振興局 農地整備課 県営農村地域防災減災事業 管路工設計業務 (当初契約時は事前審査実施済) 変更契約額 8,262,000円 【工事等監査】	諏訪地域振興局 農地整備課

	<ul style="list-style-type: none"> ・南信州地域振興局 農政課 経営体育成支援事業補助金 (当初交付決定時は事前審査実施済) 変更交付決定額 3,484,000円 ・北信地域振興局 環境課 登山道等緊急整備支援事業補助金 (当初交付決定時は事前審査実施済) 変更交付決定額 16,929,000円 ・大町建設事務所 住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金 第1回変更交付決定額 750,000円(事前審査不要案件) 第2回変更交付決定額 1,000,000円 第3回変更交付決定額 1,205,000円 	<p>南信州地域振興局 農政課</p> <p>北信地域振興局 環境課</p> <p>大町建設事務所</p>
	4 給付完了検査の事務処理に関するもの(385)	
	(1) 給付完了検査の遅延 委託契約において、契約書に記載の時期を超えて完了検査を行っていた。	長野建設事務所
	5 その他支出の事務処理に関するもの(386)	
	(1) 歳出予算の年度誤り 平成30年度事業のうち、平成31年度で支出すべき予算の一部を現年度(30年度)で執行していた。	諏訪地域振興局 農地整備課
	(2) 支払遅延による延滞金の発生 平成31年1月請求分のガス使用料金について、納付期限が1月31日(木)であったが、期限内に支払わなかったため、遅取加算額(延滞金)が1,401円発生した。	南信消費生活センター
	(3) 所得税の納付期限後納付による不納付加算金の発生 非常勤職員等に支払う賃金や報酬にかかる源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、源泉所得税の納期の特例における要件に適合しないにも関わらず、年2回の支払いを行っていた。 また、平成30年1月から6月までの所得税について、7月10日までに納付すべきところ、9月7日に納付したため不納付加算金8,500円が発生した。	松本筑摩高等学校
補助金事務	1 交付決定等の事務処理に関するもの(410)	
3件	(1) 補助金交付決定の事務処理 ア 事務処理の時期 文化財保護事業補助金の交付事務において、補助金交付決定の事務を、事業完了後に行っていた。 イ 交付条件 農業競争力強化農地整備事業(農業基盤整備促進事業)の交付決定に係る予定の期間内に事業が完了していないにもかかわらず、完了期限延長に係る手続を行っていなかった。	文化財・生涯学習課 佐久地域振興局 農地整備課
	2 その他補助金の事務処理に関するもの(430)	
	(1) 補助金の額の確定 認知症疾患医療センター運営事業補助金の額の確定について、4月25日までに行うべきところ、5月8日に行っていた。	保健・疾病対策課
	(2) 補助金の概算払の精算未回付 全額概算払を行った補助金について、額の確定時に起案文書を出納機関へ回付すべきところ、回付していなかった。 (3件 120,459,000円) 長野県長寿社会開発センター運営事業補助金 1件 70,809,000円 人生二毛作社会推進事業補助金 1件 44,617,000円 老人クラブ活動推進事業補助金 1件 5,033,000円	健康増進課

財産管理事務	1 その他財産管理に関するもの (540)	
1 件	<p>(1) 消防用設備点検の実施 消防用設備等の機器点検は年2回(6ヶ月に1回)実施しなければならないところ、年1回しか実施していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局 議員会館について年1回しか実施していなかった。 ・長野吉田高等学校 戸隠分校における一部設備については年1回しか実施していなかった。 <p style="text-align: right;">【重点監査テーマ1】</p>	<p>議会事務局</p> <p>長野吉田高等学校</p>

4 検討事項

分類	検 討 事 項	機関名
収入事務	1 河川占用料の誤徴収等の対策	
1 件	<p>河川占用料については、建設事務所による自己点検のほか河川課による一斉点検調査などで事務処理の改善に努めているところですが、近年、過去数年に及ぶ調定漏れ、過徴収の案件が見受けられます。</p> <p>新規許可以外の占用料については、毎年度4月30日までに納付しなければならないとされていますが、定期人事異動に伴う担当者の交代、年度初めのチェック時間不足などが考えられますので、占用料の調定漏れ、過徴収を防ぐための方策を検討してください。</p> <p>また、河川占用許可台帳システムにおける占用物件の端数処理について徹底されていない事例がありましたので、マニュアルの整備や担当者への周知方法、必要に応じたシステム改修を併せて検討してください。</p>	河川課
補助金事務	1 補助金交付要綱の改正等	
1 件	<p>教育事務所が執行する文化財保護事業補助金(県単)において、平成28年度に補助金交付要綱等に「事前着手」に関する特段の定めがないにもかかわらず交付申請前に着手した事業に対し補助金を交付していた事例がありました。</p> <p>また、平成30年度の本庁執行分においても、交付申請前に着手した事業に対し補助金を交付していた事例がありました。</p> <p>今後も同様の事案が想定されますので、交付申請前の事業着手の取扱いについて、補助金交付要綱の改正等を検討してください。</p>	文化財・生涯学習課

5 分類別指摘事項等の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般会計・特別会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
(110) 収入未済額の解消に関するもの		1		1				
(121) 使用料の算定に関するもの								
(122) 貸付料の算定に関するもの		1		1				
(123) 管理経費の算定に関するもの								
(124) 調定の時期に関するもの								
(125) その他調定等の事務処理に関するもの		5		5				
(130) その他収入の事務処理に関するもの		1	1	2				
小 計		8	1	9				
2 契約事務関係								
(210) 契約書又は請書の作成に関するもの								
(220) 契約書等の記載内容に関するもの								
(230) 随意契約の理由等に関するもの								
(240) 予定価格の設定の事務処理に関するもの								
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの								
(260) 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの								
(270) その他契約の事務処理に関するもの								
小 計								
3 支出事務関係								
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの		1		1				
(312) その他職員手当支給の事務処理に関するもの								
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの		1		1				
(322) その他旅費支給の事務処理に関するもの								
(331) 工事請負費の執行に関するもの								
(341) 委託料の執行に関するもの								
(351) 役務費、使用料の執行に関するもの								
(361) 備品購入費の執行に関するもの								
(371) 需用費の執行に関するもの								
(381) 効率的・計画的な予算執行に関するもの								
(382) 支出科目に関するもの								
(383) 支出負担行為の時期に関するもの								
(384) 事前審査の事務処理に関するもの	1	2		3				
(385) 給付完了検査の事務処理に関するもの		1		1				
(386) その他支出の事務処理に関するもの		3		3				
小 計	1	8		9				
4 補助金事務関係								
(410) 交付決定等の事務処理に関するもの		1		1				
(420) 実績報告書の提出の時期に関するもの								
(430) その他補助金の事務処理に関するもの		2	1	3				
小 計		3	1	4				
5 財産管理事務関係								
(510) 公有財産に関する帳票の整理等に関するもの								
(520) 物品に関する帳票の整理等に関するもの								
(530) 財産の有効利用等に関するもの								
(540) その他財産管理に関するもの		1		1				
小 計		1		1				
6 その他								
(610) その他の事務処理に関するもの								
小 計								
合 計	1	20	2	23				

第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。
意見については、当該事項を所管する関係機関（全機関の場合は各部局主管課等）に対し、対応方針の回答を求めました。

1 各部局に共通する意見

意 見
<p>1 内部統制機能の強化とコンプライアンスの推進</p> <p>本年度の指摘、指導及び検討事項の件数は、23件でした。（昨年度は26件）</p> <p>各機関が適正な事務処理に努めている中、本年度も道路占用料、河川占用料の算定誤りによる過徴収・誤徴収、旅費の重複支給、出納機関における事前審査未実施など基本的な事務処理の誤りが見られました。</p> <p>毎年発生している不適正な事務処理は、関係規程に対する認識不足や確認漏れ、不注意などに起因するものと考えます。</p> <p>各機関とも、同様の誤りを繰り返さないようにするため、現行の執行状況を再点検し、担当者任せにならないよう、決裁過程でのチェック体制の強化、事業の進捗管理の徹底、効果的・効率的な事務処理方法の検討など、組織として内部統制機能の強化を常に意識してください。</p> <p>本年6月には、県立高等学校の事務長による私費会計の金銭横領事案について懲戒処分が行われました。金銭横領は断じて許されるものではなく、県行政及び職員全体に対する県民からの信頼を著しく損ねるものであり、極めて遺憾です。</p> <p>来年度からは地方自治法に規定する内部統制制度が施行されることから、これまでに培ったリスクマネジメントの取組を活かしながら、統制機能が通常の業務に組み込まれ適正に遂行されるよう、全職員が主体的に取り組むことが求められます。</p> <p>職員一人ひとりが常に目的意識やコスト意識を持ち、従来のしきたりやルール自体の見直しにも柔軟に取り組むなど、継続的にリスク管理の意識を持って業務を遂行することが重要であり、コンプライアンスを「自分ごと」として捉える意識改革を一層進めてください。</p> <p>各機関がそれぞれ実情に合わせ行っている取組の中から、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる事例を掲載しましたので、参考にしてください。</p> <p style="text-align: right;">（所管機関：全機関）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【内部統制機能】</p> <p>ここでいう内部統制機能とは、違法行為、不正、ミスなどが発生しないよう、法令や所定の基準、手続等に基づいて、業務が健全かつ効率的に運営されるよう、組織自らが自律的に管理統制を行う機能のことです。</p> </div>

2 税外収入未済額の解消

平成30年度の収入未済額のうち、県税に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」のとおりです。その総額は26億5,506万余円で、前年度に比べ729万余円（0.3%）の増加となっています。

（税外収入未済額の推移）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減	前年度比
税外収入未済額	2,655,066,057円	2,647,768,744円	7,297,313円	100.3%

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額は16億6,899万余円で、前年度に比べ4,250万余円（2.5%）の減少となっています。

（継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額の推移）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減	前年度比
※印の付いた税外収入未済額の計	1,668,994,746円	1,711,497,452円	△42,502,706円	97.5%

（上記税外収入未済額の処理状況）

過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
146,808,622円	21,294,335円	0円	125,600,251円	△42,502,706円

本年度の税外収入未済額は前年度と比べ729万余円（0.3%）増加しています。また、新たに2億1,263万余円が未収金となり、依然として多額となっています。

収入未済となったものについては、引き続き平成26年3月に長野県税外未収金縮減対策委員会が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めてください。

特に、収入未済額が減少していない未収金にあっては、それぞれの機関において、現在の取組の効果検証を行い、発生を未然に防

止する対策も含めて対応策を講じてください。

(注) これら税外収入未済額の状況で、前年度から増加したもの、継続性があり今後増加する可能性のあるものについては、「2 部局ごとの意見」において個別に記載してあります。

(所管機関：収入未済額のある機関を所管する課)

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部局	所管課	内 容	収入未済額 (円)
総務部	税務課	県税付帯債権(延滞金等)	55,838,862 ★公
県民文化部	こども・家庭課	児童福祉施設入所負担金 ※	71,996,769 ★公
	こども・家庭課	児童扶養手当過払返納金 ※	19,027,730 *公
	こども・家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※(特)	241,400,832 私
健康福祉部	医療推進課	看護職員修学資金貸付金 ※	8,788,000 私
	地域福祉課	生活保護費返還金	49,361,042 ★*公
	障がい者支援課	社会福祉施設入所者負担金 ※	3,386,431 ★公
	障がい者支援課	総合リハビリテーションセンター施設使用料	5,476,697 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金 ※(特)	8,121,330 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済年金給付返納金 (特)	40,000 私
	医療推進課 他	その他	2,145,801
環境部	資源循環推進課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	274,820,688 ★公
	資源循環推進課	事務管理に基づく費用弁済金	8,175,600 私
産業労働部	産業立地・経営支援課	県有財産貸付特約付売買契約に係る契約解除に伴う違約金	55,812,200 私
	産業立地・経営支援課	不法占有に係る賃料相当額	71,052,201 私
	産業立地・経営支援課	建物収去土地明渡等請求事件に係る執行費用等	59,009,853 *公
	産業立地・経営支援課	高度化資金貸付金 ※(特)	680,163,126 私
	産業立地・経営支援課	設備近代化資金貸付金 (特)	19,975,566 私
	ものづくり振興課	庁舎等管理経費	4,396 私
農政部	農地整備課	入札保証金	1,751,006 私
	農村振興課	農業改良資金貸付金 (特)	23,530,000 私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	3,940,000 私
林務部	森林づくり推進課	森林造成事業補助金返還金	14,731,100 *公
	森林づくり推進課	造林事業に係る補助金に関する損害賠償金	214,413,223 私
	森林づくり推進課	行政財産使用料 (特)	200 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金 ※(特)	15,407,930 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,111,578 私
建設部	道路管理課	事故に係る原因者負担金	3,746,925 *公
	河川課	河川占用料	18,642,111 ★公
	都市・まちづくり課	契約解除に伴う補償金返還金	99,521,879 私
	建築住宅課	県営住宅使用料 ※	135,256,916 私
	建築住宅課	県営住宅敷地(駐車場)使用料 ※	2,199,880 私
	建築住宅課	県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金 ※	113,256,635 私
	建築住宅課 他	その他	1,376,376
教育委員会	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 ※	2,013,000 私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金 ※	164,065,208 私
	高校教育課	高等学校授業料 ※	3,199,553 *公
	高校教育課 他	その他	594,007 私
	高校教育課	高等学校等奨学資金貸付金 ※(特)	162,245,100 私
	高校教育課	高等学校等遠距離通学費貸付金 ※(特)	38,466,306 私
合 計			2,655,066,057

※：貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権

(特)：特別会計に係る貸付金などの債権

★公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されている「強制徴収公債権」

*公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されていない「非強制徴収公債権」

私：県と相手方との合意に基づいて発生する私法上の債権、いわゆる「私債権」

3 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償は、平成30年度に開催された長野県議会定例会において専決処分報告があったものが、45件、1,145万余円となっており、前年度と比較して、金額は414万余円、件数は4件増加しています。また、全体のうち8件は人身事故を伴っています。損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用も発生しています。

公務中の交通事故は、県に財産的な損害を発生させ、県の業務運営にも支障を生じさせるばかりか、職員の生命・身体の安全にもかかわるものです。特に、県が加害者となる交通事故は、県行政に対する県民の信頼を損なうことにもなりかねません。

公用自動車の運転に当たっては、職員一人ひとりが法令を遵守し、安全運転を心がけ、事故防止に努めるよう徹底を図って下さい。

(交通事故に係る損害賠償件数及び賠償額)

区 分	平成30年度	平成29年度	前年度比	
			件数	賠償額
件数	45件	41件	4件	109.8%
うち人身事故件数	8件	7件	1件	114.3%
賠償額	11,457,068円	7,316,281円	4,140,787円	156.6%

(所管機関：全機関)

2 部局ごとの意見

※ 重点監査テーマ2の意見については、「第2 監査結果」の重点監査(テーマ別監査)に記載してあります。

部局等	意 見	所管機関																																													
技術職員を有する部局	<p>1 技術職員の育成と技術の伝承</p> <p>県事業の執行に当たっては、老朽化に伴う様々なインフラの維持・更新や異常気象等で多発する災害などに対応するため、技術職員の専門性や技術力の維持・向上が重要となりますが、職員の高齢化や中堅層職員の減少により、技術力の次世代への継承が課題となっています。</p> <p>県ではこうした現状を踏まえ、社会人としての豊富な経験や実績を活かし、即戦力として県の施策推進のために活躍する意欲あふれる人材の確保に取り組んでいるところですが、なお取組を進める必要があるものと考えられます。</p> <p>今後、特定の技術職員に業務が集中し過度な業務負担により、県民サービスの低下を招くことのないよう技術進歩に対応した人材を適時に確保するとともに、一層のスキルアップに努め、その技術力が地域貢献につながるよう、若手人材の育成と技術の伝承に努めてください。</p>	<p>人 事 課</p> <p>健康福祉政策課</p> <p>環境政策課</p> <p>産業政策課</p> <p>農業政策課</p> <p>森林政策課</p> <p>建設政策課</p> <p>企 業 局</p>																																													
健康福祉部	<p>2 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成30年度末</th> <th>平成29年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>49,361,042円</td> <td>41,161,489円</td> <td>8,199,553円</td> <td>119.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>1,968,257円</td> <td>2,006,412円</td> <td>82,060円</td> <td>12,256,282円</td> <td>8,199,553円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成30年度末</th> <th>平成29年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合リハビリテーションセンター使用料</td> <td>5,303,930円</td> <td>4,740,493円</td> <td>563,437円</td> <td>111.9%</td> </tr> <tr> <td>インターネット使用料</td> <td>123,818円</td> <td>120,045円</td> <td>3,773円</td> <td>103.1%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,427,748円</td> <td>4,860,538円</td> <td>567,210円</td> <td>111.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成30年度末	平成29年度末	増 減 額	前年度比	生活保護費返還金	49,361,042円	41,161,489円	8,199,553円	119.9%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	生活保護費返還金	1,968,257円	2,006,412円	82,060円	12,256,282円	8,199,553円	区 分	平成30年度末	平成29年度末	増減額	前年度比	総合リハビリテーションセンター使用料	5,303,930円	4,740,493円	563,437円	111.9%	インターネット使用料	123,818円	120,045円	3,773円	103.1%	合 計	5,427,748円	4,860,538円	567,210円	111.7%	<p>地域福祉課</p> <p>障がい者支援課</p>
区 分	平成30年度末	平成29年度末	増 減 額	前年度比																																											
生活保護費返還金	49,361,042円	41,161,489円	8,199,553円	119.9%																																											
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)																																										
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																												
生活保護費返還金	1,968,257円	2,006,412円	82,060円	12,256,282円	8,199,553円																																										
区 分	平成30年度末	平成29年度末	増減額	前年度比																																											
総合リハビリテーションセンター使用料	5,303,930円	4,740,493円	563,437円	111.9%																																											
インターネット使用料	123,818円	120,045円	3,773円	103.1%																																											
合 計	5,427,748円	4,860,538円	567,210円	111.7%																																											

	<p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D - (A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合リハビリテーションセンター 使用料</td> <td>419,744円</td> <td>436,476円</td> <td>0円</td> <td>1,419,657円</td> <td>563,437</td> </tr> <tr> <td>インターネット使 用料</td> <td>1,764円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>5,537円</td> <td>3,773円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>421,508円</td> <td>436,476円</td> <td>0円</td> <td>1,425,194円</td> <td>567,210円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成30年度末</th> <th>平成29年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担 金</td> <td>3,386,431円</td> <td>3,352,636円</td> <td>33,795円</td> <td>101.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D - (A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所 者負担金</td> <td>117,032円</td> <td>463,100円</td> <td>0円</td> <td>613,927円</td> <td>33,795円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	総合リハビリテーションセンター 使用料	419,744円	436,476円	0円	1,419,657円	563,437	インターネット使 用料	1,764円	0円	0円	5,537円	3,773円	合 計	421,508円	436,476円	0円	1,425,194円	567,210円	区 分	平成30年度末	平成29年度末	増 減 額	前年度比	社会福祉施設入所者負担 金	3,386,431円	3,352,636円	33,795円	101.0%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	社会福祉施設入所 者負担金	117,032円	463,100円	0円	613,927円	33,795円	障がい者支援課
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)																																																	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																																			
総合リハビリテーションセンター 使用料	419,744円	436,476円	0円	1,419,657円	563,437																																																	
インターネット使 用料	1,764円	0円	0円	5,537円	3,773円																																																	
合 計	421,508円	436,476円	0円	1,425,194円	567,210円																																																	
区 分	平成30年度末	平成29年度末	増 減 額	前年度比																																																		
社会福祉施設入所者負担 金	3,386,431円	3,352,636円	33,795円	101.0%																																																		
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)																																																	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																																			
社会福祉施設入所 者負担金	117,032円	463,100円	0円	613,927円	33,795円																																																	
農 政 部	<p>3 現地機関と本庁の確実な確認体制の構築</p> <p>指導事項として、佐久地域振興局農地整備課での事業分担金の未徴収及び諏訪地域振興局農地整備課での歳出予算の年度誤りがありました。</p> <p>これらは年度末、年度当初に本庁と現地機関双方の確認が不十分だったために発生したもので、本庁と現地機関が相互に確認をしていれば防げた事案です。</p> <p>現地機関と本庁が連絡を取り合い、今後二度と発生しないように確実な確認体制を構築してください。</p>	農業政策課 農地整備課																																																				
林 務 部	<p>4 大北森林組合等の補助金不適正受給にかかる未収金の早期回収と債権管理</p> <p>(1) 大北森林組合に対する債権の計画的な回収</p> <p>大北森林組合への返還請求（以下「債権」という。）について、平成29年1月に組合から「抜本的経営改善方針に基づく事業経営計画及び補助金返還計画」が提出されました。</p> <p>新たな計画では補助金の返還期間を令和31年度までの33年間とし、平成29年度から令和2年度までの4年間は集中改革期間として位置付けているところから、県ではこの期間に合わせ令和3年7月30日まで返還の履行期限の延長をしました。</p> <p>また、平成28年12月に4市町村に対して返還請求した間接補助金についても、令和3年8月31日まで履行期限を延長しており、平成30年度末における組合に関する債権は916,770,538円に上っています。</p> <p>債権の回収は県民の関心が高い事項となっています。今後、組合の新たな計画による取組を着実に実行させ、組合の経営の健全化と債権の早期回収が図られるよう、組合側と連絡をとり、計画の進捗状況や経営状況等を随時把握し、必要に応じて指導助言などを行ってください。</p> <p>(2) 収入未済の解消</p> <p>ひふみ林業（有）に返還請求している造林関係補助金の平成30年度の返還額は90,000円にとどまり、収入未済額は14,731,100円となっています。引き続き相手方と連絡を取り、早期の回収に努めてください。</p>	信州の木活用課 森林づくり推進課																																																				

建設部

5 税外収入未済額の解消

(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。

道路管理課

区 分	平成30年度末	平成29年度末	増 減 額	前年度比
事故等に係る原因者負担金	3,746,925円	2,991,000円	755,925円	125.3%

(上記税外収入未済額の処理状況)

区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
事故等に係る原因者負担金	360,000円	0円	0円	1,115,925円	755,925円

(2) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。

河川課

区 分	平成30年度末	平成29年度末	増 減 額	前年度比
河川占用料	18,642,111円	17,820,235円	821,876円	104.6%

(上記税外収入未済額の処理状況)

区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
河川占用料	1,181,624円	0円	0円	2,003,500円	821,876円

上記河川占用料中、上田建設事務所分

区 分	平成30年度末	平成29年度末	増 減 額	前年度比
河川占用料 (上田建設事務所分)	18,567,930円	17,728,160円	839,770円	104.7%

(上記税外収入未済額の処理状況)

区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
河川占用料 (上田建設事務所分)	1,152,000円	0円	0円	1,991,770円	839,770円

教育委員会

6 税外収入未済額の解消

(1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。

高校教育課

区 分	平成30年度末	平成29年度末	増 減 額	前年度比
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	2,013,000円	1,920,000円	93,000円	104.8%
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	164,065,208円	162,186,967円	1,878,241円	101.2%
高等学校等奨学金貸付金	162,245,100円	154,242,806円	8,002,294円	105.2%
高等学校授業料	3,199,553円	3,085,585円	113,968円	103.7%

(上記税外収入未済額の処理状況)

区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	117,000円	0円	0円	210,000円	93,000円
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	3,481,945円	1,417,790円	0円	6,777,976円	1,878,241円
高等学校等奨学金貸付金	27,901,294円	0円	0円	35,903,588円	8,002,294円
高等学校授業料	936,469円	0円	△ 32円	1,050,405円	113,968円

《参考》 他の機関に紹介できる有効な取組事例

他の機関に紹介できる有効な取組事例について紹介しますので、各機関の状況により、必要に応じて活用を図ってください。

1 適正な会計経理推進のための「会計経理確認の日」の実施について <警察本部>

警察署等の会計に携わる職場においては、毎月15日に会計課長等が各担当と面談を行い、仕事の進捗状況の確認や職務・健康上の問題点等について認識を共有しています。

その実施結果については警察本部会計課に報告され、重要な課題については本部から職員を派遣するなどして指導や改善を行っています。

この取組は、業務の進捗状況の確認や職務・健康上の問題点等について認識を共有し、重要な課題については関係機関等に相談するなどの対応ができることから、会計事務にとどまらず参考となる有効な事例として評価できます。

(別表) 監査実施機関一覧

1 一般会計・特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
精神保健福祉センター	平成31年2月7日
県立歴史館	平成31年2月7日
松本蟻ヶ崎高等学校	平成31年2月12日
須坂高等学校	平成31年2月13日
長野養護学校	平成31年2月13日
北部高等学校	平成31年4月16日
長野南高等学校	平成31年4月16日
福祉大学校	平成31年4月25日
茅野高等学校	平成31年4月25日
長野吉田高等学校	令和元年5月14日
篠ノ井高等学校	令和元年5月14日
消防防災航空センター	令和元年5月23日
松本空港管理事務所	令和元年5月23日
環境保全研究所	令和元年5月28日
長野高等学校	令和元年5月28日
動物愛護センター	令和元年5月30日
上田高等学校	令和元年5月30日
上田千曲高等学校	令和元年6月4日
上田警察署	令和元年6月4日
野菜花き試験場	令和元年6月6日
野菜花き試験場佐久支場	令和元年6月6日
坂城高等学校	令和元年6月6日
松本家畜保健衛生所	令和元年6月11日
松本ろう学校	令和元年6月11日
木曾養護学校	令和元年6月11日
上松技術専門校	令和元年6月12日
林業大学校	令和元年6月12日
犀川砂防事務所 *	令和元年6月12日
松本警察署	令和元年6月12日
諏訪保健福祉事務所	令和元年6月18日
中南信運転免許課	令和元年6月18日
北信保健福祉事務所	令和元年6月19日
高速道路交通警察隊	令和元年6月19日
北信教育事務所	令和元年6月25日
長野中央警察署	令和元年6月25日
佐久建設事務所 *	令和元年7月4日
南信州地域振興局 *	令和元年7月8日

南信州農業改良普及センター	令和元年7月8日
飯田保健福祉事務所	令和元年7月9日
中央児童相談所	令和元年7月11日
総合政策課	令和元年7月16日
情報政策課	令和元年7月16日
先端技術活用推進課	令和元年7月16日
信州暮らし推進課	令和元年7月16日
人事課	令和元年7月18日
職員課	令和元年7月18日
会計課	令和元年7月18日
契約・検査課	令和元年7月18日
監査委員事務局	令和元年7月22日
文化政策課	令和元年7月23日
県民協働課	令和元年7月23日
くらし安全・消費生活課	令和元年7月23日
国際課	令和元年7月23日
森林政策課	令和元年7月23日
信州の木活用課	令和元年7月23日
森林づくり推進課	令和元年7月23日
交通政策課	令和元年7月24日
地域振興課	令和元年7月24日
産業政策課	令和元年7月24日
産業立地・経営支援課	令和元年7月24日
ものづくり振興課	令和元年7月24日
農業政策課	令和元年7月24日
人権・男女共同参画課	令和元年7月25日
こども・家庭課	令和元年7月25日
私学振興課	令和元年7月25日
高等教育振興課	令和元年7月25日
人材育成課	令和元年7月25日
労働雇用課	令和元年7月25日
営業局	令和元年7月25日
広報県民課	令和元年7月29日
総務事務課	令和元年7月29日
次世代サポート課	令和元年7月29日
教育政策課	令和元年7月29日
学びの改革支援課	令和元年7月29日
文化財・生涯学習課	令和元年7月29日
義務教育課	令和元年7月30日
高校教育課	令和元年7月30日

(注) *印箇所は工事等監査対象機関を表します。(以下同じ。)

特別支援教育課	令和元年7月30日	消防課	令和元年8月21日
農業技術課	令和元年7月31日	危機管理防災課	令和元年8月21日
農地整備課	令和元年7月31日	障がい者支援課	令和元年8月21日
農村振興課	令和元年7月31日	食品・生活衛生課	令和元年8月21日
心の支援課	令和元年7月31日	建築住宅課 *	令和元年8月21日
保健厚生課	令和元年7月31日	リニア整備推進局	令和元年8月21日
秘書課	令和元年8月1日	警察本部	令和元年8月21日
財政課	令和元年8月1日	佐久地域振興局 *	令和元年8月26日
財産活用課	令和元年8月1日	佐久農業改良普及センター	令和元年8月26日
情報公開・法務課	令和元年8月1日	東信会計センター	令和元年8月26日
環境政策課	令和元年8月1日	須坂建設事務所 *	令和元年8月28日
水大気環境課	令和元年8月1日	長野建設事務所 *	令和元年8月28日
生活排水課	令和元年8月1日	東信県税事務所	令和元年8月30日
市町村課	令和元年8月5日	東信県税事務所上田事務所	令和元年8月30日
コンプライアンス・行政経営課	令和元年8月5日	佐久保健福祉事務所	令和元年8月30日
職員キャリア開発センター	令和元年8月5日	松本保健福祉事務所	令和元年8月30日
建設政策課	令和元年8月5日	大町警察署	令和元年8月30日
スポーツ課	令和元年8月5日	南信労政事務所	令和元年9月5日
環境エネルギー課	令和元年8月6日	上伊那農業高等学校	令和元年9月5日
自然保護課 *	令和元年8月6日	伊那北高等学校	令和元年9月5日
資源循環推進課	令和元年8月6日	伊那警察署	令和元年9月5日
税務課	令和元年8月7日	諏訪地域振興局 *	令和元年9月6日
健康福祉政策課	令和元年8月7日	諏訪農業改良普及センター	令和元年9月6日
道路管理課	令和元年8月7日	松本地域振興局 *	令和元年9月10日
道路建設課	令和元年8月7日	松本農業改良普及センター	令和元年9月10日
河川課	令和元年8月7日	中信会計センター	令和元年9月10日
人事委員会事務局	令和元年8月7日	北信地域振興局 *	令和元年9月13日
地域福祉課	令和元年8月19日	北信農業改良普及センター	令和元年9月13日
健康増進課	令和元年8月19日	千曲建設事務所 *	令和元年9月17日
園芸畜産課	令和元年8月19日	北信建設事務所 *	令和元年9月17日
砂防課	令和元年8月19日	松本建設事務所 *	令和元年9月19日
都市・まちづくり課	令和元年8月19日	飯田建設事務所 *	令和元年9月20日
施設課 *	令和元年8月19日		
医療推進課	令和元年8月20日		
保健・疾病対策課	令和元年8月20日		
介護支援課	令和元年8月20日		
薬事管理課	令和元年8月20日		
山岳高原観光課	令和元年8月20日		
観光誘客課	令和元年8月20日		
議会事務局	令和元年8月20日		

(2) 書面監査

監査実施機関名	総合リハビリテーションセンター	果樹試験場
労働委員会事務局	上田食肉衛生検査所	畜産試験場
上田地域振興局 *	松本食肉衛生検査所	南信農業試験場
上伊那地域振興局 *	長野食肉衛生検査所	水産試験場
木曾地域振興局 *	千曲川流域下水道事務所 *	佐久家畜保健衛生所
北アルプス地域振興局 *	諏訪湖流域下水道事務所 *	伊那家畜保健衛生所
長野地域振興局 *	犀川安曇野流域下水道事務所 *	飯田家畜保健衛生所
消防学校	名古屋事務所	長野家畜保健衛生所
東京事務所	大阪事務所	林業総合センター
南信県税事務所諏訪事務所	計量検定所	上田建設事務所 *
南信県税事務所	工業技術総合センター	諏訪建設事務所 *
南信県税事務所飯田事務所	〃 精密・電子・航空技術部門	伊那建設事務所 *
中信県税事務所木曾事務所	〃 環境・情報技術部門	木曾建設事務所 *
中信県税事務所	〃 食品技術部門	安曇野建設事務所 *
中信県税事務所大町事務所	工科短期大学校	大町建設事務所 *
総合県税事務所	南信工科短期大学校	姫川砂防事務所 *
総合県税事務所北信事務所	長野技術専門校	土尻川砂防事務所 *
北信消費生活センター	松本技術専門校	南信会計センター
中信消費生活センター	岡谷技術専門校	北信会計センター
南信消費生活センター	飯田技術専門校	東信教育事務所
東信消費生活センター	佐久技術専門校	南信教育事務所
男女共同参画センター	東信労政事務所	中信教育事務所
松本児童相談所	中信労政事務所	総合教育センター
飯田児童相談所	北信労政事務所	県立長野図書館
諏訪児童相談所	若年者就業サポートセンター	体育センター
佐久児童相談所	信州首都圏総合活動拠点	飯山高等学校
波田学院	名古屋観光情報センター	下高井農林高等学校
女性相談センター	大阪観光情報センター	中野立志館高等学校
上田保健福祉事務所	農業大学校	中野西高等学校
伊那保健福祉事務所	病虫害防除所	須坂東高等学校
木曾保健福祉事務所	上田農業改良普及センター	須坂創成高等学校
大町保健福祉事務所	上伊那農業改良普及センター	長野西高等学校
長野保健福祉事務所	木曾農業改良普及センター	長野商業高等学校
看護大学	北アルプス農業改良普及センター	長野東高等学校
公衆衛生専門学校	長野農業改良普及センター	長野工業高等学校
須坂看護専門学校	農業試験場	更級農業高等学校

松代高等学校	下伊那農業高等学校	飯山警察署
屋代高等学校(附属中学校)	阿智高等学校	中野警察署
屋代南高等学校	阿南高等学校	須坂警察署
上田染谷丘高等学校	蘇南高等学校	長野南警察署
上田東高等学校	木曾青峰高等学校	千曲警察署
丸子修学館高等学校	塩尻志学館高等学校	小諸警察署
東御清翔高等学校	田川高等学校	佐久警察署
蓼科高等学校	梓川高等学校	軽井沢警察署
望月高等学校	松本工業高等学校	茅野警察署
小諸商業高等学校	松本県ヶ丘高等学校	諏訪警察署
小諸高等学校	松本美須ヶ丘高等学校	岡谷警察署
軽井沢高等学校	松本深志高等学校	駒ヶ根警察署
佐久平総合技術高等学校	松本筑摩高等学校	飯田警察署
岩村田高等学校	明科高等学校	阿南警察署
野沢北高等学校	豊科高等学校	木曾警察署
野沢南高等学校	南安曇農業高等学校	塩尻警察署
小海高等学校	穂高商業高等学校	安曇野警察署
富士見高等学校	池田工業高等学校	鑑識課
諏訪実業高等学校	大町岳陽高等学校	科学捜査研究所
諏訪清陵高等学校(附属中学校)	白馬高等学校	交通機動隊
諏訪二葉高等学校	長野盲学校	東北信運転免許課
下諏訪向陽高等学校	松本盲学校	機動隊
岡谷東高等学校	長野ろう学校	警察学校
岡谷南高等学校	伊那養護学校	機動捜査隊
岡谷工業高等学校	松本養護学校	自動車警ら隊
辰野高等学校	諏訪養護学校	
箕輪進修高等学校	花田養護学校	
高遠高等学校	稲荷山養護学校	
伊那弥生ヶ丘高等学校	若槻養護学校	
赤穂高等学校	上田養護学校	
駒ヶ根工業高等学校	寿台養護学校	
松川高等学校	飯田養護学校	
飯田高等学校	安曇養護学校	
飯田風越高等学校	小諸養護学校	
飯田OIDE長姫高等学校	飯山養護学校	

(注) 書面監査は、令和元年10月28日までに終了しました。

2 企業特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名		監査年月日
南信発電管理事務所	*	令和元年7月9日
企業局		令和元年7月16日

(2) 書面監査

監査実施機関名	
北信発電管理事務所	*
上田水道管理事務所	*
川中島水道管理事務所	*
松塩水道用水管理事務所	*

(注) 書面監査は、令和元年10月28日までに終了しました。